

第五回

参第九号

消費生活協同組合法の一部を改正する法律（案）

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第五条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用については、同法第二十四条各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第十条第一項中第五号及び第六号をそれぞれ第八号及び第九号とし、第四号の次に左の三号を加える。

五 組合員の貯金を受け入れる事業

六 組合員の生活に必要な資金を貸し付ける事業

七 組合員に住宅を供給する事業

同条第二項中「連合会」を「消費生活協同組合連合会（以下連合会という。）」に改める。

同条第三項を次のように改める。

3 第一項第五号及び第六号の事業をあわせ行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業の外他の事業を行うことができない。

4 前項の連合会は、会員のために手形を割り引き、定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

第十五条の見出し「（加入の自由）」を「（加入）」に改め、同条の次に左の一条を加える。

第十五条の二 組合は、特別の事由がある者については、定款の定めるところにより六箇月の期間を限り、組合員として加入させることができる。

2 前項の組合員は、出資の払込をするまでの間、議決権及び選挙権を有せず、また剰余金の割戻を受けない。

第十六条第三項中「四分の一」を「二十分の一」に改める。

第四十三条第一項中第七号を第十号とし、以下順次三号ずつくり下げ、第六号の次に左の三号を加える。

七 一会員又は一組合員に貸し付ける金額の最高限度

八 貸付金の利率の最高限度

九 連合会が一会員のためにする手形割引の金額及び債務保証の金額の最高限度

第五十一条第四項中「第五号」を「第八号」に改める。

第一百八条の次に左の一条を加える。

（農林中央金庫との関係）

第一百八条の二 農林中央金庫の出資者であつた産業組合が第百四条の規定により消費生活協同組合となつた場合には、当該消費生活協同組合は、農林中央金庫法（大正十二年法

律第四十六号) 第五条第一項の規定にかかわらず、当分の間、金庫の出資者であることができる。

第一次改正法律附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(出資口数に関する経過規定)

第二条 この法律施行の際、現に、改正後の第十六条第三項に規定する限度を超える出資口数を有する組合員は、同項の規定にかかわらず、この法律施行後最初に到来する事業年度の終までは、なお引き続き従前の出資口数を有することができる。

2 前項に規定する組合員は、組合の承認を得て、その限度を超える出資口数を当該組合の他の組合員に譲り渡すことができる。但し、譲り受けた組合員の有する出資口数が改正後の第十六条第三項に規定する限度を超えることはできない。

3 第一項に規定する事業年度の終において、なお改正後の第十六条第三項に規定する限度を超える出資口数を有する組合員は、その時において、同項に規定する限度までその出資口数を減少したものとみなす。この場合には消費生活協同組合法第二十一条から第二十三条までの規定を準用する。

理 由

消費生活協同組合の事業に信用業務及び住宅供給業務を加え、連合会の区域の制限を除き、組合員としての仮加入の制度を設ける外産業組合から組織を変更した消費生活協同組合と農林中央金庫との関係を規律する等のため改正の必要がある。